

政令第 号

新住宅市街地開発法施行令の一部を改正する政令

内閣は、新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二十三条第一項及び第三十二条第一項第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第三百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（譲受人を公募する必要のない造成宅地等）」に改め、同条第一項第六号を同項第八号とし、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号の二口中「二十五戸」を「十戸」に、「を建設する」を「の建設に関する」に改め、同号ホ中「住宅の敷地」の下に「又は住宅の敷地の用に供する宅地」を、「当該敷地」の下に「又は宅地」を加え、同号ホを同号ヘとし、同号ニ中「譲渡価額」の下に「又は住宅の建設工事の請負代金」を加え、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「方法で住宅及びその敷地」の下に「又は住宅の敷地の用に供する宅地」を加え、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 住宅を建設し、当該住宅及びその敷地の譲渡を行うもの又は住宅の建設工事を請け負うことを条件

として当該住宅の敷地の用に供する宅地の譲渡を行い、当該請負契約に基づき住宅を建設するものであること。

第四条第一項中第三号の二を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の二を第三号とし、同条第二項第二号中「第四号から第六号まで」を「第六号から第八号まで」に改める。

第十三条を削り、第十二条を第十三条とする。

第十一条の見出しを「(特例施行者となることができる法人が有する一団の土地の規模)」に改め、同条を第十二条とする。

第十条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

(造成宅地等に関する権利の処分について都道府県知事の承認を受ける必要のない場合)

第十条 法第三十二条第一項第五号に規定する政令で定める場合は、第四条第一項第五号に規定する事業により当該事業を行う者から住宅及びその敷地又は住宅の敷地の用に供する宅地に関する所有権が移転する場合とする。

第十五条第一項中「行なう」を「行う」に、「行なつた」を「行つた」に、「行なわなければ」を「行わ

なければ」に改め、同条第二項中「前項」を「同項」に改める。

第十五条の二第二項第一号中「第十二条」を「第十三条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法施行令の一部改正)

3 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第三百六十五号）の項第一号中「第十二条」を

「第十三条」に改める。

理由

健全かつ良好な住宅市街地の開発をより一層促進するため、新住宅市街地開発事業により造成された宅地等のうち、当該事業の処分計画において公募をしないで譲受人を決定するものとして定めることができる宅地等として、住宅の建設工事を請け負うことを条件として当該住宅の敷地の用に供する宅地の譲渡を行い、当該請負契約に基づき住宅を建設する事業の用に供する一定の宅地等を追加して定める等の必要があるからである。